

I（平成 27 年度の分科会における了承事項）

公立幼稚園

○（これまでの幼教審の趣旨を踏まえつつ）公立幼稚園は一定規模の集団教育を確保することを念頭に、段階的に縮小・集約を図り、将来的には幼児教育は民間に委ねていくことを基本とする（廃止・統合による集約化→集約後には民間移譲も検討）。

公立保育所

○基本的に公立保育所は、運営主体が変わっても現存数は当面維持。
 ○「市街地は民営化、中山間部は公立」との現状の方針を基本的に踏襲（未耐震の場合は耐震化後）。
 ○但し、市街地においても、民間の参入意向が厳しいと見込まれる保育所の場合は、公立の運営を基本に検討していく。一方、中山間部においても、入所児童数が一定規模を下回っていること、地域内に当該保育所の児童を受け入れできる代替施設があること、施設が老朽化していること、さらには、地域内で大規模な住宅団地の造成等、人口増加を伴う開発計画がない場合には、廃止等を検討する。
 また、子育て支援施策の充実が求められる現状等を踏まえ、一部公立保育所は子育て支援機能（総合相談機能、支援が必要な子どもの保護機能、関係機関につなぐ機能、地域の子どもの交流拠点としての機能、待機児童・障がい児の受け皿としての機能）を付与したうえで、基幹型の保育所（保育センター）として整備を図り、公立による運営を維持することを検討。

公立認定こども園

○認定こども園は、公立では基本的に行わないが、市内の教育・保育情勢に応じ、必要が生じた場合は、その範囲で検討する。

4園の休止
 （内町、湯本第二、四倉第三、四倉第四）

川前保育所の廃止

III（協議事項）

公立幼稚園

◆保育、幼児教育を取り巻く環境の変化に伴い、今後園児の減少等が想定されることから、引き続き、公立幼稚園の再編に優先して取り組むこととして、検討を進める必要がある。
 ≪協議事項（案）≫
 ○新たな再編対象園の選定、再編の実施時期 など

公立保育所

◆幼児教育の無償化など、保育需要が大きく変動し、保育環境も過渡期となることから、公立保育所の民営化は中長期的に取り組むこととして、検討を進める必要がある。
 ≪協議事項（案）≫
 ○公立保育所の今後の方向性の区分の設定（公立直営、民営化）など
 （公立直営）
 ・基幹型の保育所の位置付け、その機能
 ・運営体制
 （民営化）
 ・民営化の時期
 ・移譲対象法人の要件
 ・民営化後の検証体制

II（保育・幼児教育を取り巻く環境の変化）

●国の幼児教育無償化の動き

〔 H31 年度～ 5 歳児無償化
 H32 年度～ 3～5 歳児無償化 〕

⇒子どもたちが民間幼稚園、保育所へ移動し、公立幼稚園の園児のさらなる減少が想定される

●市内における新制度移行後の学校法人の動向

幼稚園の認定こども園への移行
 H27 年度：2 園 ⇒ H30 年度（見込）：9 園

⇒保育所民営化にあたり、移譲対象法人としての学校法人の参入を検討する必要がある

●市内における待機児童の顕在化と保育士確保の状況

待機児童数：54 人（H29.10.1 時点）

⇒当面、保育需要はさらに高まると予想されており、状況の変化を踏まえた対応が求められる